

「対 EU 輸出水産食品の取扱いについて」（平成 21 年 6 月 4 日付け食安発第 060301 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21 消安第 2148 号農林水産省消費・安全局長通知、21 水漁第 175 号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>別紙 対 EU 輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. ~ 6. (略)</p> <p>7. 認定後の事務</p> <p>(1) 衛生証明書の発行手続</p> <p>ア 都道府県知事等は、製造者より別紙様式11の衛生証明書発行申請書が提出された場合、輸出の都度指名食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別途欧州委員会から示される様式により衛生証明書を発行すること。また、記載事項については、別添4に掲げる方法によること。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添4の2によるものとする。</p> <p>また、衛生証明書の印章は保健所長等の公印を用い、署名者は、荷口を確認した指名食品衛生監視員とすること。</p> <p>ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない製造者については、指名食品検査監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>8. ~ 9. (略)</p> <p>10. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物医薬品等の取扱い</p> <p>(1) 対象</p> <p>EU 指令 96/23/EC に基づき、対 EU 輸出水産食品（その原材料を含む。）のうち養殖魚介類を使用したものについて、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>、都道府県知事等及び食品事業者は、養殖中に使用されるおそれのある動物用医薬品等の残留モニタリング検査を実施する。</p> <p>(2) モニタリング計画及び実施要領の策定</p> <p>ア 養殖魚介類を使用した水産食品（その原材料を含む。ただし、輸入された原材料は除く。）を EU に輸出する加工施設を認定する都道府県知事等は、<u>翌年の予定生産量、使用を予定している動物用医薬品等を、毎年11月末までに地方厚生局を経由して、厚生労働省</u></p>	<p>別紙 対 EU 輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. ~ 6. (略)</p> <p>7. 認定後の事務</p> <p>(1) 衛生証明書の発行手続</p> <p>ア 都道府県知事等は、製造者より別紙様式11の衛生証明書発行申請書が提出された場合、輸出の都度指名食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別途欧州委員会から示される様式により衛生証明書を発行すること。また、記載事項については、別添4に掲げる方法によること。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添4の2によるものとする。</p> <p>また、衛生証明書の印章は保健所長等の公印を用い、署名者は、荷口を確認した指名食品衛生監視員とすること。</p> <p>ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない製造者については、指名食品検査監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>8. ~ 9. (略)</p> <p>10. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物医薬品等の取扱い</p> <p>(1) 対象</p> <p>EU 指令 96/23/EC に基づき、対 EU 輸出水産食品（その原材料を含む。）のうち養殖魚介類を使用したものについて、都道府県知事等及び食品事業者は、養殖中に使用されるおそれのある動物用医薬品等の残留モニタリング検査を実施する。</p> <p>(2) モニタリング計画及び実施要領の策定</p> <p>ア 養殖魚介類を使用した水産食品（その原材料を含む。ただし、輸入された原材料は除く。）を EU に輸出する加工施設を認定する都道府県知事等は、<u>養殖魚介類に関する残留動物医薬品等のモニタリング計画及び実施要領を策定すること。</u></p>

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長宛て報告すること。なお、
予定生産量は、翌年に輸出を予定している登録養殖場のいけすにおける生産量とすること。

イ 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長は、アの報告を踏まえ、養殖魚介類に関する残留動物医薬品等のモニタリング計画及び実施要領を策定すること。

ウ モニタリング計画は、養殖場や加工施設において動物用医薬品等の残留による危害の可能性についてモニタリング検査を行うに当たって、対象とする魚介類の種類、化学物質、検査頻度等について暦年単位（1～12月）での実施計画を定めたものであること。

エ 実施要領は、ウのモニタリング検査を実施するに当たってのサンプリング、検査実施機関までの輸送、検査の実施等に関する手順を定めたものであること。

オ 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長は、別添7に示すモニタリング対象物質に関して、未承認の動物用医薬品等の不正使用、動物用医薬品等の残留基準への適合状況、環境汚染物質による汚染状況などに関する実態調査（検査を含む。）を行い、その結果を踏まえ、モニタリング計画を策定すること。

カ 都道府県知事等は、モニタリング検査の実施に当たり、輸出を希望する食品事業者のほか、養殖業者、検査実施機関等モニタリング事業に関係する全ての関係者に対して、当該年のモニタリング計画を説明するなど、円滑にモニタリングが実施できる体制を構築すること。

(3) モニタリング検査の実施

ア 養殖魚介類を用いて対EU輸出水産食品の加工・製造を行おうとする者（以下、「養殖魚介類加工・製造者」という。）は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長が定めたモニタリング計画及び実施要領に従い、残留動物用医薬品等のモニタリング検査を実施すること。

イ （略）

（4）・（5）（略）

（6）厚生労働省への報告

都道府県知事等は、モニタリング検査結果を、毎年1月末までに地方厚生局を経由して、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課宛て報告すること。なお、モニタリング計画についてはその年の実施計画を、モニタリング結果については前年に実施した結果をそれぞれ別途指定された様式にて報告すること。

（新設）

イ モニタリング計画は、養殖場や加工施設において動物用医薬品等の残留による危害の可能性についてモニタリング検査を行うに当たって、対象とする魚介類の種類、化学物質、検査頻度等について暦年単位（1～12月）での実施計画を定めたものであること。

エ 実施要領は、イのモニタリング検査を実施するに当たってのサンプリング、検査実施機関までの輸送、検査の実施等に関する手順を定めたものであること。

オ 都道府県知事等は、別添7に示すモニタリング対象物質に関して、未承認の動物用医薬品等の不正使用、動物用医薬品等の残留基準への適合状況、環境汚染物質による汚染状況などに関する実態調査（検査を含む。）を行い、その結果を踏まえ、モニタリング計画を策定すること。

カ 都道府県知事等は、モニタリング計画及び実施要領の策定に当たって、輸出を希望する食品事業者のほか、養殖業者、検査実施機関等モニタリング事業に関係する全ての関係者と十分協議し、円滑にモニタリングが実施できる体制を構築すること。
また、事前に地方厚生局の了解をとること。

(3) モニタリング検査の実施

ア 養殖魚介類を用いて対EU輸出水産食品の加工・製造を行おうとする者（以下、「養殖魚介類加工・製造者」という。）は、都道府県知事等が定めたモニタリング計画及び実施要領に従い、残留動物用医薬品等のモニタリング検査を実施すること。

イ （略）

（4）・（5）（略）

（6）厚生労働省への報告

都道府県知事等は、モニタリング計画及び検査結果を、毎年1月末までに地方厚生局を経由して、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課宛て報告すること。なお、モニタリング計画についてはその年の実施計画を、モニタリング結果については前年に実施した結果をそれぞれ別途指定された様式にて報告すること。

(7) その他

ア～エ (略)

オ 都道府県知事等は、養殖魚介類を使用した水産食品を取り扱う施設の認定に係る申請があった場合には、加工場の認定までに当該年の予定生産量、使用を予定している動物用医薬品等を地方厚生局を経由し、厚生労働省に報告すること。また、既存の認定施設で、新たな養殖魚介類を使用する等モニタリング計画を変更又は策定する場合においても、当該施設の変更承認までに当該年の予定生産量、使用を予定している動物用医薬品等を、地方厚生局を経由し、厚生労働省に報告すること。

11 (略)

別添1 施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第1～第5 (略)

第6 水産物の衛生基準

1～6 (略)

7. 施設における使用水の検査

(1) 水産物の処理、加工及び製造（船上における場合も含む。）において使用する水は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道（以下「水道等」という。）により供給される水を使用する場合を除き、少なくとも年1回以上、次のいずれかに適合することを確認するための検査を行うこと。

ア 水道等から供給を受けた後、受水槽に溜めた水を使用する場合には、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素並びに硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素に係る検査を行い、水道法に基づく各水質基準に適合していることを確認すること。

イ 井戸水等水道等から供給を受けていない水を使用する場合には、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（T O C）の量）、p H 値、味、臭気、色度並びに濁度に関する検査を行い、水道法に基づく各水質基準に適合していることを確認すること。

(2) (略)

第7～第10 (略)

(7) その他

ア～エ (略)

オ 都道府県知事等は、養殖魚介類を使用した水産食品を取り扱う施設の認定に係る申請があった場合には、加工場の認定までにモニタリング計画及び実施要領を策定し、地方厚生局を経由し、厚生労働省に提出すること。また、既存の認定施設で、新たな養殖魚介類を使用する等モニタリング計画を変更又は策定する場合においても、当該施設の変更承認までにモニタリング計画及び実施要領を策定し、地方厚生局を経由し、厚生労働省に提出すること。

11 (略)

別添1 施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第1～第5 (略)

第6 水産物の衛生基準

1～6 (略)

7. 施設における使用水の検査

(1) 水産物の処理、加工及び製造（船上における場合も含む。）において使用する水については、少なくとも年1回以上、水道法の規定に適合していること及び腸球菌が検出されないことを確認するための検査を行うこと。また、水道水を受水槽に受けている場合及び井戸水にあっては、一般生菌数及び大腸菌について、月1回以上、検査を実施すること。

(2) (略)

第7～第10 (略)

別添 2～4（略）	別添 2～4（略）
<p>別添 4 の 2 電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. <u>衛生証明書の発行申請前に必要となる手続</u></p> <p>(1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> (食品輸出計画書の提出) 申請者は、別紙様式31に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局（以下、「衛生証明書発行機関」という）宛てに提出すること。 ア 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 イ 一つの食品輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ウ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</p> <p>(2) <u>NACCSにより発行申請を行う場合</u> (NACCSの利用登録) <u>NACCSの利用に当たり、申請者は、輸出入・港湾関係情報処理センター株式会社との利用契約（利用申込）の手続を行うこと。</u> ※ NACCS掲示板（輸出証明書等発給申請業務） http://www.naccscenter.com/system/etcdoc/yushutushoumei.html</p> <p>2. <u>衛生証明書の発行申請手続</u></p> <p>輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メール又はNACCSに添付し、衛生証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合、1. (1) の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。 (2) 卫生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。</p>	<p>別添 4 の 2 電子メールによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. <u>食品輸出計画書の提出</u> 輸出者は、別紙様式31に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局（以下、「衛生証明書発行機関」という）宛てに提出すること。 (1) 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの食品輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>衛生証明書の発行申請</u> 輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、衛生証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1. の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。 (2) 卫生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。</p>

別添5～別添14(略)	別添5～別添14(略)																																																
別紙様式31 年月日 都道府県 各保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局)長 殿	別紙様式31 年月日 都道府県 各保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局)長 殿																																																
<p><u>申請者</u> 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)</p> <p>食品輸出計画書</p> <p>平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。</p> <p>記</p> <p>1. 担当者： 部署名： 担当者氏名： 電話番号： Emailアドレス：</p> <p>2. 輸出計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>輸出年月</th> <th>輸出先国・地域</th> <th>輸出品目</th> <th>輸出数重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量																					<p><u>輸出者</u> 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)</p> <p>食品輸出計画書</p> <p>平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。</p> <p>記</p> <p>1. 担当者： 部署名： 担当者氏名： 電話番号： Emailアドレス：</p> <p>2. 輸出計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>輸出年月</th> <th>輸出先国・地域</th> <th>輸出品目</th> <th>輸出数重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量																				
輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量																																														
輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量																																														